

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 1031 第 3 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和6年11月1日より適用

改正後	改正前
<p>免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、免疫電気泳動法（特異抗血清）及び免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）</p> <p>ア の免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、免疫電気泳動法（特異抗血清）及び免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）については、同一検体につき一回に限り算定する。</p> <p>イ 同一検体について免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、免疫電気泳動法（特異抗血清）又は免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）のうちいずれかを併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。</p> <p>ウ 免疫電気泳動法（特異抗血清）は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。</p> <p>エ 免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）は、<u>ダラツムマブ由来の IgG-κ の影響を回避することができるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、免疫固定法により、ダラツムマブが投与された患者における多発性骨髄腫又は全身性 AL アミロイドーシスの治療効果判定を目的として行った場合に、免疫グロブリン遊離 L 鎖 κ / λ 比の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。</u></p>	<p>免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）及び免疫電気泳動法（特異抗血清）</p> <p>ア 免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）及び免疫電気泳動法（特異抗血清）については、同一検体につき一回に限り算定する。</p> <p>イ 同一検体について免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）及び免疫電気泳動法（特異抗血清）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。</p> <p>ウ 免疫電気泳動法（特異抗血清）は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。</p> <p>(新設)</p>